江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金(概要)

補助対象業種	補助対象条件	補助対象経費	補助率	補助金交付回数
・製発の行った。 ・製造発器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 補助対象事業を行う ため新たに市内に事 業所を開設する者 2 事業所開設に伴い新 規に常用労働者を1	(1) 建物改修経費 ※空き家, 空き公共施設, 空き店舗 等の改修	(1) 及び(2) の合計経費の1/2	※事業を開始した後に 1回限り交付する
		(2) 情報通信システム導入経費	2,000 千円限度	
		(3) 備品及び機器設備等の購入費	(3)の経費の 1/2 1,000 千円限度	
		(4) オフィス賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)	(4) ~ (7) に係る 合計経費の 1/2 1,000 千円限度	※補助金交付対象期間は 事業を開始した月の翌月 から起算して36ヶ月間 とする(原則,年度毎)
		(5) 住居賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)		
		(6) 車両リース料 ※業務に必要な車両		
		(7) 通信回線使用料		